



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

上場会社名 クリナップ株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 佐藤 茂
(コード番号 7955)
問合せ責任者 取締役 副社長執行役員 小島 輝夫
(TEL 03-3894-4771)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 29 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を変更するものであります(第 13 条及び第 22 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集する。ただし、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日

以 上